

霧島市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
霧島市	49.7 歳	81 人	309,078 円	338,808 円	324,862 円	=	=	=	=
用務員	51.11 歳	24 人	315,096 円	330,671 円	330,671 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.5
学校給食員	50.0 歳	22 人	292,055 円	299,482 円	299,482 円	調理士	45.9 歳	219,900 円	1.4
清掃職員	43.3 歳	15 人	305,820 円	367,501 円	338,493 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	299,800 円	1.2
その他	51.1 歳	20 人	323,025 円	370,313 円	335,585 円	=	=	=	=
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円	=	=	=	=

その他の内容は、火葬場職員・介護職員・調理員・運転手・守衛・作業員です。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用(平16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、事業所規模、経験年数、職務内容、非正規労働者を含めた雇用形態、調査方法等についても違いがあるため完全に一致しているものではありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 年齢別職員数（19年4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人	人	人	5人	1人	4人	10人	13人	9人	19人	16人	4人	81人
用務員					1		4	4		5	8	2	24
学校給食員						1	3	5	5	3	5		22
清掃職員				4		2	2	2		4	1		15
その他				1		1	1	2	4	7	2	2	20

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表(国家公務員行政職給料表(二)に同じ)を適用しています。

イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

【上記のうち主な手当の内容】

手当の名称	内容及び支給単価
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間の加算 5,000円
住居手当	・貸家、貸間居住者(最高限度額) 27,000円 ・自宅(本人名義) 3,000円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額 ・交通用具使用者 片道2km以上2,000円から最高24,500円
期末勤勉手当	(平成19年度) ・支給率4.50月分(国に同じ)

【特殊勤務手当の内容】

手当の名称	主な支給対象職員・対象業務	左記職員に対する支給単価
養護老人ホーム業務手当	老人ホーム介護職員及び調理員	・1ヶ月3,000円 ・死体処理1体につき1,000円
衛生業務手当	し尿処理・清掃センター・斎場に携わる職員	1ヶ月5,000円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(55歳以上の場合は2号給)を標準として、昇給します。ただし、最高号給者は昇給なし

2 基本的な考え方

ア 新規採用について

技能労務職については、平成17年11月の合併以降、新規の採用は行っておりません。なお、退職者の補充については、現在退職者の再任用及び臨時職員で対応しており、今後も人件費の削減と定員の適正化の観点から新規職員の採用は行わない予定です。

イ 事務・事業の見直しについて

平成19年2月の集中改革プランにおいて、保育園、老人ホーム、学校給食センター、清掃センター、し尿処理場及び火葬場等の民間委託等の導入を検討しており、全庁的な事務事業の見直しや職種の変更等を行い、人員の調整を図ります。

3 具体的な取り組み内容

ア 給料表について

現行の国家公務員行政職給料表(二)に準じて支給を行います。

イ 手当について

特殊勤務手当に関しては、現在2種類を支給しておりますが、本来の特殊勤務手当のあり方を精査し、廃止を視野に入れた見直しを図ります。その他の手当に関しても、国・県・近隣自治体の動向を見ながら、見直しを検討いたします。

ウ 昇給のあり方について

平成18年4月の給与構造改革に伴い、国家公務員行政職給料表(二)に準じて支給を行っているところですが、昇給についても国の昇給のあり方に則して行います。

4 その他

職員数の削減に向けては、平成19年2月の霧島市定員適正化計画において目標を定めており、今後5年間で職員全体数から140名以上の削減を見込んでおります。そのため、職員採用抑制のほか、施設の運営管理を外部団体等に委託する指定管理者制度や民間委託を積極的に推進いたします。